

環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ③参照する国際基準、審査方法

- 論点3.1「世銀のESFのうち、世銀が満たすべき要件を示すEnvironmental and Social Policyで規定されたカテゴリ分類（High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk）の参照の要否」
- 論点3.2「相手国に求める要件について、世銀ESSとの乖離がないことの確認の要否」
- 論点3.3「民間連携事業（海外投融資、協力準備調査（PPPインフラ事業））では、出融資先に求める要件について、IFC PSとの乖離がないことの確認の要否」

① レビュー調査結果（論点3.1）

■ カテゴリ分類に関する世銀ESF等の規定

- 従来、世銀のOP 4.01では、プロジェクトタイプ、場所、影響への脆弱性、規模を踏まえて、カテゴリA, B, C, FIの4つに分類されていたが、Environmental and Social Policyでは、下記の関連事項を考慮して、High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Riskの4つに分類するとされた。定期的にはリスクは見直され、変更はウェブサイトで公開される。
 - プロジェクトタイプ、場所、影響への脆弱性、規模
 - 想定される環境社会リスク影響の性質と規模
 - 相手国等及び他のプロジェクト実施機関が持つ環境社会リスク影響を管理する能力、Environmental and Social Standard（ESS：世銀ESFのうち、借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示したもの）に基づく管理へのコミットメント
 - 特定のプロジェクトの環境社会面の影響に対する緩和策の実績と結果
 - 提案される緩和策と技術の性質、ガバナンス体制と法規、安定性、紛争、治安などに対する考慮
- 各ESSを遵守するため、借入人に求められる要件は、プロジェクトの性質や規模に応じて、また環境社会リスクや影響に比例して段階的に設定されている。
（Environmental and Social Policy, para 6）
- 世銀ESFでは、リスク分類に際し、「不可分一体事業」の環境社会面の影響を考慮することは規定されていない。（Environmental and Social Policy, para6）
- ADBのセーフガードポリシーでは、カテゴリ分類に際し、直接的、間接的、累積的影響、誘発された影響を考慮し決定されるが、「不可分一体事業」の環境社会面の影響を考慮することは規定されていない。（SPS, para 50） IFCのセーフガードポリシーでは、カテゴリ分類に際し、潜在的な環境社会面の影響リスクを考慮するが、「不可分一体事業」については触れられていない。

① レビュー調査結果（論点3.2）

- **世銀のセーフガードポリシー（SGP）からEnvironmental and Social Framework（ESF）への変更点**
- **ESFは、以下の文書から構成される包括的な文書である。**
 - A Vision for Sustainable Development：世銀の環境社会面の持続可能性に対するビジョンを示したもの
 - World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing (Environmental and Social Policy)：世銀が満たすべき要件を示したもの
 - Environmental and Social Standard (ESS)：借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示したもの。ESS1～10の内容は以下のとおり。

| | |
|-------|---------------------------------|
| ESS1 | 環境社会リスク影響の評価と管理 |
| ESS2 | 労働と労働条件 |
| ESS3 | 効率的な資源管理と汚染防止 |
| ESS4 | コミュニティの衛生と安全 |
| ESS5 | 用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転 |
| ESS6 | 生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理 |
| ESS7 | 先住民族／アフリカサブサハラの歴史的に恵まれない伝統的地域社会 |
| ESS8 | 文化遺産 |
| ESS9 | 金融仲介機関 |
| ESS10 | ステークホルダーエンゲージメントと情報公開 |

① レビュー調査結果（論点3.2）

■ 主要な変更点は以下のとおり

- ① セーフガードに関する9つの個別規程（OP, BP）を一本化。ESFには10のESSが含まれ、プロジェクトには全てのESSが適用される。旧SGPには含まれていない、もしくは独立した規定としては存在していなかったが、新たにESSとして示されたのは、労働と労働条件（ESS 2）、コミュニティの衛生と安全（ESS 4）、金融仲介機関（ESS 9）、ステークホルダーエンゲージメントと情報公開（ESS 10）である。
 - ② 従来のSGPでは、環境社会影響の程度に基づきカテゴリ分類を行っていたが、ESFでは当該事業の概要や環境社会リスク等に基づき分類を行う。その際、環境リスクと社会リスクを統合し、プロジェクトの進捗に応じて生じる課題に柔軟に対応する。
 - ③ 環境社会配慮要件等の面で、IFCを始めとする他の開発機関のポリシーや国際的なグッドプラクティスとの調和化が図られている。
- JICA GLには、「世界銀行のSGPと大きな乖離がないことを確認する」と記載がある。このため、2018年10月に運用を開始したESFのうち、プロジェクトに求める要件であるESSと大きな乖離がないことを確認すべきか、検討が必要。

（レビュー調査最終報告書(案) p4-10）

① レビュー調査結果（論点3.3）

■ IFC

- IFCは「環境と社会の持続可能性に関するIFC政策（International Finance Corporation's Policy on Social and Environmental Sustainability）」と「環境と社会の持続可能性に関するPerformance Standards (PS)」を2012年に制定している。PSには以下の8分野の配慮事項が示されている。世銀ESSと比較すると、ESS 9, ESS 10はIFC PSには無い項目であるが、それぞれIFCのInterpretation Note on Financial Intermediaries（金融仲介機関のプロジェクトに対する環境と社会の持続可能性に関するIFC政策とPSの適用を定めたもの）とPS 1に含まれており、配慮対象項目に大きな乖離はない。

| | |
|-----|-----------------------|
| PS1 | 環境社会リスク影響の評価と管理 |
| PS2 | 雇用と労働条件 |
| PS3 | 資源効率と汚染防止 |
| PS4 | コミュニティの衛生と安全 |
| PS5 | 用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転 |
| PS6 | 生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理 |
| PS7 | 先住民族 |
| PS8 | 文化遺産 |

- PSの規定の解釈を支援するためにGuidance Note (GN) が公開されている。
- 民間連携事業（海外投融資、協力準備調査（PPPインフラ事業））では、提案企業は通常、赤道原則（EP）に沿った環境社会配慮確認を行っている場合が多く、IFCのPSを参照することが一般的である。

① レビュー調査結果（論点3.3）

■ EHSガイドライン

- 世銀グループのEnvironmental, Health and Safety (EHS) ガイドラインは、技術的な参考文献で、一般的な環境基準、排出基準、緩和策、安全対策、労働安全衛生（Occupational Health and Safety）等を含むガイドライン（一般EHSガイドライン）と、産業セクター別ガイドライン（産業セクター別EHSガイドライン）から構成される。
- 世銀、IFCは、相手国の基準とEHSガイドラインの基準レベルを比較し、より厳しい方をプロジェクトに適用する。ただし、借入人の技術面や財政面の制約等のプロジェクト特有の状況を考慮し、ESS等の目的を損なわず、かつ重大な影響が生じない範囲で、代替りの基準を適用することがある。（世銀ESS1, para18)(IFC, PS, para6, 7)

（レビュー調査最終報告書（案）p4-11）

② 包括的検討での検討ポイント

論点3.1「世銀のESFのうち、世銀が満たすべき要件を示す Environmental and Social Policyで規定されたカテゴリ分類 (High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk) の参照の要否」

1. 世銀のESFに示されたカテゴリ分類 (High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk) のメリット、デメリットは何か。

論点3.2「相手国に求める要件について、世銀ESSと大きな乖離がないことの確認の要否」

1. プロジェクトに求める要件について、世銀ESSと大きな乖離がないことを確認する際の留意点

論点3.3「民間連携事業 (海外投融資、協力準備調査 (PPPインフラ事業)) では、出融資先に求める要件について、IFC PSとの大きな乖離がないことの確認の要否」

1. IFC PSまたは世銀ESSとの大きな乖離がないことを確認するとした場合の留意点